

誰もが安心して暮らせる『地域共生社会』をめざして

人権くき

テーマ【子どもの人権：児童虐待】

人権くき

No.50

編集・発行：久喜市人権相談所
発行日 令和5年1月1日

ごあいさつ

さいたま地方法務局久喜支局長 金子 文彦

法務局の人権擁護機関では、学校におけるいじめや体罰、家庭内の虐待などの問題に対する活動として、毎年5月から7月にかけて全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、教師や保護者にも相談することができない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図る活動を行っています。

毎年、当支局にも、数十通のSOSミニレターが送付され、各市の人権擁護委員の協力を得て児童・生徒の希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行っています。

なお、本活動により児童虐待の早期発見・早期対応を図り、子ども達が安心して暮らせる社会が実現できることを願っております。

【子どもの人権】 STOP! 児童虐待 ~子どものいのちを守るために~

痛ましい児童虐待のニュース報道が後を絶ちません。最近の全国統計によると年間の児童虐待による死者数は70人を超えており、5日間に1人の子どもが命を落としているそうです。今回の『人権くき』では、久喜市子ども未来課の方より久喜市における児童虐待の現状やその対応についてのお話を伺い、かけがえのない子どもの命を守るために、市民として何ができるか考えてみたいと思います。

児童虐待とは

久喜市子ども未来課（以下、子ども未来課という） 児童虐待は主に4つの種別に分類されます。

- ① **身体的虐待** なぐる、ける、首をしめる、体を激しく揺さぶる（乳幼児ゆさぶられ症候群）、「しつけ」として子を叩いたり屋外に出すなど。
- ② **心理的虐待** 言葉による脅し、暴言、子どもの心を傷つけるような言動、無視、きょうだい間での差別、子どもの面前でのDVや夫婦喧嘩、口論など（子どもへの心理的影響が大きく心理的虐待にあたります）。
- ③ **性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を子どもに見せるなど。
- ④ **ネグレクト** 意思に反して自宅に閉じ込める、食事を与えない、病気やケガをしても病院に連れて行かない、車内放置、親権者以外の者から子どもへの暴力・暴言を保護者が制止しないなど。

※最近の統計では心理的虐待が全体の6割と最も多く、この傾向は久喜市でも同じです。

人権擁護委員（以下、委員という） 虐待する人はどのような人が多いのでしょうか。以前は、子どもがわがままを言ったりする時は親として厳しくしつけないといけないと思ってきたのですが、どこからが虐待にあたるのでしょうか。

子ども未来課 虐待をする割合で一番多いのが実母、次に実父です。また虐待される割合は一番が小学生、二番が3歳～就学前、三番が0歳～3歳となっています。虐待通告の割合は一番が警察からの通告、二番が近隣・知人、三番が家族・親戚となっています。保護者が「しつけ」という認識で行っているとしても、子どもにとって有害である場合は虐待にあたります。厳しく育てることが虐待にあたるわけではなく、暴力で子どもを従わせようすることや、子どもの意思（人権）を尊重せずに、大人の思いを押しつけようとすることが虐待にあたります。暴力は一時的には従わせることができますが、子どもには「痛い」「恐い」ということしか伝わっていません。何が悪かったのかは伝わっていない場合が多く、「しつけ」としても効果がありません。

児童虐待の背景

委 員 虐待する人は実父母が多いということを深刻に受け止めています。
児童虐待にはどのような背景があるのでしょうか。



子ども未来課 児童虐待を行う保護者の背景には、社会的孤立、保護者自身の成育歴、経済状況、既往歴、障がいの有無など、様々な要因があります。核家族化やひとり親家庭の増加によるワンオペ育児、若年出産等で誰にもSOSが出せず行き詰っている人もいます。また、保護者自身が子どもの頃、親から十分な愛情や養育を受けられなかつたため、心の葛藤をかかえ、温かい家庭モデルを持てない場合もあります。保護者の心身の不調、大人の発達障がい、子どもの障がいや発達課題により育てづらい等、経済的困窮など、様々な問題が重複し、複雑に絡み合っています。問題解決のためには、時間を要することがありますが、行政の支援だけでなく、地域の方の見守りで、解決できることもあります。

児童虐待を見かけたら



委 員 私たちの身近にも、心配な親子を見かけることがあります。そういった場合はどのような所に相談すればよいのでしょうか。

子ども未来課 児童虐待等に関する相談先としては、久喜市子ども未来課、埼玉県中央児童相談所があります。また県ではLINEによる相談もできます。緊急を要する虐待通告は24時間対応の『189（児童相談所虐待対応ダイヤル）』や『110』通報が必要です。

委 員 近隣や知人等の虐待通報にはためらいもありますが、どのような場合に通報が必要でしょう。

子ども未来課 児童虐待を受けている、またはその疑いがある子どもを発見した方は市町村もしくは児童相談所に通告しなければなりません（児童福祉法第25条第1項）。誰が通報したかなどの通報者の情報は守秘義務によって守られます。緊急を要する場合とは、尋常でない子どもの泣き声が長時間続いている、泣き声とともに大人の怒鳴り声や物音がする時や、小さな子どもだけで自宅等に放置されている、屋外に締め出されている、ケガやあざがあつたり、食事を与えられていないような顔色や体格の悪さなどを聞きした場合です。その時は虐待の事実ではなかったとしても、その後の家庭の支援に繋がるきっかけになることもあります。

児童虐待を無くすために

委 員

通告後はどのような対応が取られるのでしょうか。



子ども未来課 市は虐待通告を受けると、久喜市児童虐待対応マニュアルに基づき、まずは子どもの安否確認や調査を行い、状況に応じて様々な専門機関と連携してその家庭状況を把握します。その後、虐待の事実があれば市または児童相談所等から保護者への助言指導の実施や、子どもの安全確保のために児童相談所による一時保護等が実施されますが、殆どの場合、在宅支援となり、たとえ一時保護となった場合でも、指導を重ね改善の兆しがあれば自宅に戻るケースが殆どです。指導等が行われた後には、再発することが無いように地域での見守りが必要となります。ケースによっては、心配な様子がみられるご家庭でも相談に繋がらない場合も非常に多くあります。市役所、児童相談所に相談すると「子どもが連れていかれる」と思い、躊躇してしまうケースも多いです。そういう思い込みによって保護者が孤立してしまう場合もあるため、市役所や児童相談所は親子を支援するため相談に応じ、対応と一緒に考えていく場所であることを伝えて頂ければと思います。命に関わる緊急性を感じた場合は通報が必要ですが、支援に繋がるまでには時間を要する場合もありますので、焦らず、寄り添い、地域の見守りをお願いします。

委 員

児童虐待対応には様々な専門機関の連携が必要で、継続して支援が行われていることに頭がさがる思いです。その他に市として児童虐待を予防するような取り組みはありますか。

子ども未来課 市では子ども未来課内に家庭児童相談室を設置し、子育てに関する悩みを聞き、助言を行っています。また、親のリフレッシュのためのホームヘルパー派遣や、体罰等によらない子育て方法を学ぶ講習会（ほめる子育てトレーニング：通称“ほめトレ”）を開催しています。11月の児童虐待防止月間には広報誌や啓発イベント（オレンジラン・オレンジコンサート）で啓発活動を行っています。

委 員

本日はありがとうございました。人権擁護委員としても、SOSミニレターや小中学校での人権教室、人権作文コンテスト、人権啓発手帳の配布などの活動を通して、子どもたちのSOSの声をしっかり受けとめ、支援に繋げたいと思います。

SNS (LINE) による相談

**LINE
じんけん相談**

人権イメージキャラクター
AKENまもる君
AKENあゆみちゃん

**親と子どもの
悩みごと相談@埼玉**

埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」



人権啓発手帳

人権相談 日ごろの困りごとや悩みごとについて相談できます

人権相談・女性相談（無料）問合せ

- 久喜地区 原 則 每月10日 13時15分～16時15分 場所 久喜総合文化会館会議室等
問合せ 久喜市役所人権推進課 0480-22-1111
- 菖蒲地区 原 則 每月第3水曜日 13時30分～15時30分 場所 菖蒲総合支所会議室等
問合せ 菖蒲総合支所総務管理課 0480-85-1111
- 栗橋地区 原 則 每月第3木曜日 13時30分～15時30分 場所 栗橋総合支所会議室等
問合せ 栗橋総合支所総務管理課 0480-53-1111
- 鷺宮地区 原 則 每月第4月曜日 9時30分～11時30分 場所 鷺宮総合支所会議室等
問合せ 鷺宮総合支所総務管理課 0480-58-1111

相談例

- ・子どもの人権（いじめ、児童虐待、体罰、不登校等）
- ・家庭内のもめごと（離婚・相続・扶養等）・高齢者の虐待
- ・障がいを理由とする偏見・差別
- ・外国人の人権
- ・近隣とのトラブル（騒音・悪臭・嫌がらせ等）
- ・女性の人権（配偶者からの暴力・ストーカー行為
・セクシャルハラスメント・男女の差別・デートDV等）
- ・セクシュアリティに関すること
- ・インターネットによる人権侵害・プライバシーの侵害
- ・新型コロナウイルス感染症等に関する偏見や差別
- ・その他のもめごと・困りごと

編集後記

年1回発行の「人権くき」も第50号となりました。一般市民から選ばれた人権擁護委員による人権相談は昭和23年発足以来74年にわたって、市民の身近な相談機関として活動してきました。今では公・民にわたり様々な専門的相談機関も多数開設されていますが、「こんなことで相談していいのだろうか」「自分の悩みはどこで相談するのがいいのだろうか」と相談をためらわれている方もいることでしょう。そんな時はぜひ、まずは身近な人権相談に気軽にお越しください。相談者の方の思いに寄り添い、一緒に解決への道筋を探していくべきだと思っています。

久喜人権擁護相談所員



(久喜地区) 石田晴久 橋本久雄

益山典子 松村孝江

金沢光伸 鈴木大吾

(菖蒲地区) 原 庄子 鈴木 実
中村和孝

(栗橋地区) 板東恵子 奈良政利
坂田幸江

(鷺宮地区) 未須成子 中村喜美子
池田岩夫 佐々木伸世